

安曇野市自治基本条例 (案)

平成 28 年 12 月

安曇野市

1 自治基本条例制定の背景

(1) 地方分権の進展

平成12年の「地方分権一括法」の施行により、国と市町村は対等・協力の立場となり、これまでの国主導型から、市町村が自らの判断と責任において行財政運営を行えるようになりました。こうした地方分権の進展により、私たちは自己決定、自己責任の下、従来の伝統、文化や風土、産業や人々の生活など特色を生かした新たなまちづくりを行うこととなりました。

日本国憲法に規定する「地方自治の本旨」は、自己決定、自己責任という地方自治の本来のあり方であり、一般的に「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなると解されています。地方に自治体を置き、その権限と責任において地域の行政を処理する「団体自治」とともに、市民一人ひとりの意思と責任に基づいて処理をする「市民自治」が特に重要となり、今後の市政運営には市民の市政への参画を拡充し、また市民、市議会及び市の執行機関の連携・協力が必要となってきました。

(2) 社会情勢の変化

少子高齢、人口減少、また成熟社会といわれる大きな社会情勢の変化、地方分権の進展、また厳しさを増す財政状況、さらには東日本大震災や熊本地震など大きな災害を経験する中で、お互いで支え合い助け合う社会の形成が一層必要となり、また多様化、複雑化する課題の解決には、協働によるまちづくりが重要となってきました。

(3) 条例の必要性

自治体の組織とその運営に関しては地方自治法で規定されていますが、市民の市政や地域コミュニティへの参画、市民相互の支え合いをはじめとする協働のあり方など市民自治の仕組み、また市民、市議会及び市の執行機関の関係性などに関する特段の規定がありませんでした。このため、各自治体の自治を推進する上で必要な事項をルール化する「自治基本条例」の制定が必要となってきました。

2 安曇野市における自治基本条例の意義

厳しい社会情勢の中、市民一人ひとりが主体的に市政やまちづくりに参画する仕組みと、自治の推進に関する基本理念、市民、市議会及び市の執行機関の協働の枠組みなどを明確にする必要が高まっています。

安曇野市の自治基本条例は、市民一人ひとりが安曇野市に誇りと責任を持って生きていくことにより、よりよい自治の推進が図られるとともに、すべての市民が心豊かに幸せに暮らすことができる社会づくりを目指すものです。

3 自治基本条例(案)作成の経緯

(1) 市民ワークショップの開催

自治基本条例の制定にあたり、広く市民が主体となって条例づくりを行うことを目指すため安曇野市自治基本条例市民ワークショップを、平成26年12月から平成27年7月まで開催しました。ワークショップには、80人の市民（公募、団体推薦、市長が必要と認める者）及び20人の市職員（市長が指名）の100人が6回にわたりワークショップ形式で議論を進めました。

ワークショップの意見をとりまとめ、平成27年7月6日、報告書を市長に提出をしました。

(2) 自治基本条例に関する市民アンケートの実施

平成27年8月から9月にかけて、無作為抽出による市民2,000人を対象に「自治基本条例に関するアンケート」を実施しました。回収率は41.2%でした。

(3) 安曇野市自治基本条例制定市民会議の開催

安曇野市自治基本条例市民ワークショップの報告書及びアンケートの結果を基に、具体的な自治基本条例に掲げる項目とその内容について検討する安曇野市自治基本条例制定市民会議を設置し、平成27年12月から平成28年7月まで6回にわたり検討を進めました。市民会議では、第5回までのまとめを中間報告書として取りまとめ、市民及び市議会へ報告をするとともに、報告に対する意見を募りました。いただいた意見を反映させ、8月5日、報告書を市長に提出しました。

(4) 安曇野市自治基本条例に関する中間報告会等、市民からの意見の聴取

① 平成28年3月29日開催の安曇野市自治基本条例制定市民会議までの5回の検討内容を中間報告としてまとめ、市民の皆さん、市議会等から意見を57件いただきました。

ア 中間報告の市広報紙等への掲載と意見募集

平成28年4月の「広報あづみの」及び市のホームページへの掲載により、市民の皆さんからの意見を募集しました。

イ 市民向け中間報告会の開催

平成28年5月に市内5か所において、中間報告を説明し、ご意見をいただきました。

ウ 市議会への中間報告

平成28年5月27日開催の市議会全員協議会において、中間報告書に基づき説明をし、ご意見等をいただきました。

エ 関係者への意見の意見募集

安曇野市自治基本条例市民ワークショップ委員及び市内各区長へ中間報告書を送付し、ご意見をいただきました。また、安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及

び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会において、中間報告をし、ご意見をいただきました。

② その他市民からの意見の募集

安曇野市自治基本条例制定市民会議終了後、会議概要を市のホームページに掲載し、その都度市民の皆さんからのご意見を募集してきました。

(5) 安曇野市自治基本条例検討委員会の開催

平成 28 年 8 月 5 日に提出をいただきました「安曇野市自治基本条例制定市民会議」の報告書に基づき、平成 28 年 9 月から同年 12 月まで、5 人の委員により条例の文案を検討しました。

検討を進める上で、安曇野市自治基本条例制定市民ワークショップ及び安曇野市自治基本条例制定市民会議などで各委員からいただいた意見を振り返りながら、できる限り反映できるよう努めてきました。

検討委員会から、検討の結果を取りまとめ、12 月 9 日に報告書として市長へ提出をしました。

安曇野市自治基本条例制定市民会議委員名簿

【敬称略】

役 職	氏 名	選出母体
アドバイザー	木 村 晴 壽	松本大学
会 長	田 村 浩	市民ワークショップ委員（会長）
副 会 長	内 川 勝 治	市民ワークショップ委員（副会長）
副 会 長	平 林 千 代	市民ワークショップ委員（副会長）
委 員	内 田 浩 志	市民ワークショップ委員
委 員	那 須 誠	市民ワークショップ委員
委 員	米 澤 章 雄	市民ワークショップ委員
委 員	市 川 直 哉	市民ワークショップ委員
委 員	丸 山 美 枝	市民ワークショップ委員
委 員	望 月 大南夫	市民ワークショップ委員
委 員	今 泉 一	市民ワークショップ委員
委 員	大 江 みち子	市民ワークショップ委員
委 員	百 瀬 陽 子	市民ワークショップ委員
委 員	望 月 静 美	市民ワークショップ委員
委 員	松 岡 治 信	市民ワークショップ委員
委 員	熊 井 深 男	市長推薦
委 員	中 田 喜 夫	市長推薦（平成 27 年度）
委 員	重 野 義 博	市長推薦（平成 28 年度）
委 員	浅 見 郁 子	市長推薦
委 員	岡 本 由紀子	市長推薦
委 員	池 田 陽 子	市長推薦
委 員	大 神 泉	市長推薦

安曇野市自治基本条例検討委員会委員名簿

【敬称略】

役 職	氏 名	備 考
委員 長	田 村 浩	自治基本条例制定市民会議会長
副委員 長	那 須 誠	自治基本条例制定市民会議委員
委 員	木 村 晴 壽	自治基本条例制定市民会議アドバイザー 松本大学総合経営学部教授
委 員	熊 井 深 男	平成 28 年度安曇野市区長会会長 自治基本条例制定市民会議委員
委 員	池 田 陽 子	自治基本条例制定市民会議委員

安曇野市自治基本条例(案)

前 文

私たちのまち安曇野市は、平成 17 年 10 月 1 日に豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町が合併して誕生した。地方のまちが困難な問題に直面しているいま私たちは、活力に満ちたまち、安全、安心に暮らせるまちをつくるため、地域の力を結集しなければならない。

市民一人ひとりに、まちづくりに参加する権利があると同時に、先人たちが守り育ててきたかけがえのない自然、誇るべき郷土の歴史と文化を継承し、後世に伝える役割がある。

安曇野市に暮らす誇りと責務を自覚し私たちはここに、自治の理念と市政運営の原則を市民全員が共有するため、安曇野市自治基本条例を制定する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 市民の権利及び責務（第 6 条－第 7 条）
- 第 3 章 市議会の役割及び責務（第 8 条－第 9 条）
- 第 4 章 市の役割及び責務（第 10 条－第 12 条）
- 第 5 章 市政運営（第 13 条－第 22 条）
- 第 6 章 危機管理（第 23 条）
- 第 7 章 区（第 24 条－第 26 条）
- 第 8 章 住民投票（第 27 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、安曇野市（以下「本市」という。）における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を定め、併せて市民、市議会及び市の役割等を明らかにすることにより、協働によるまちづくりを推進するための基本事項を規定することを目的とする。

（条例の位置付け）

第 2 条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等を踏まえ誠実に自治によるまちづくりを推進するものとする。

2 市議会及び市は、この条例以外の条例を制定若しくは改廃するとき、総合計画等を策定するとき又は政策を立案するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事

項と整合を図るものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有し、又は居住する者
 - イ 市内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 市内で事業活動を行い、又は公益の増進に取り組むもの
- (2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業をいう。
- (3) 自治 自らの地域を市民の意思及び責任において運営することをいう。
- (4) まちづくり 地域課題を解決し、よりよい地域社会を創り出すことをいう。
- (5) 協働 市民、市議会及び市が対等な立場で協力しながら行動することをいう。
- (6) 総合計画等 基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画並びに個別計画をいう。
- (7) 区 本市の区域内にある自治組織であつて、その代表者が安曇野市区長会に属するものをいう。
- (8) 安曇野市区長会 各区の発展及び相互の連携による地域課題の解決を図るための組織をいう。

(自治の基本理念)

第4条 市民、市議会及び市は、それぞれの役割及び自主性を尊重し、まちづくりに向け、協働して自治を推進するものとする。

- 2 市民、市議会及び市は、国籍、民族、言語又は文化の違いによって市民を差別することなく、全ての基本的人権を尊重して自治を推進するものとする。
- 3 市民、市議会及び市は、自治を推進するためそれぞれが最善を尽くすものとする。

(市政運営の基本原則)

第5条 市政運営にあたっては、次に掲げる事項を基本原則とする。

- (1) 協働の原則 市は、自治の基本理念を踏まえ、協働してまちづくりを推進すること。
- (2) 情報共有の原則 市は、自治の基本理念を実現するため、市民及び市議会と情報を共有すること。
- (3) 法令遵守の原則 全ての法令等を遵守すること。

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民には、自治の基本理念に沿ったまちづくりを進めるため、市政に参画する権利がある。

- 2 市民には、市議会及び市が保有する情報について、知る権利がある。
- 3 市民には、法令等の定めるところにより、行政サービスを受ける権利がある。

(市民の責務)

第7条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、まちづくりを推進するものとする。

- 2 市民は、市政へ参画するにあたっては、自治の基本理念を踏まえ、誠実な言動に努めるものとする。

第3章 市議会の役割及び責務

(市議会の役割及び責務)

第8条 市議会は、議会の権能の範囲において政策立案、政策提言等を行うよう努めるものとする。

- 2 市議会は、市政運営を監視するものとする。
- 3 市議会は、市議会が持つ情報を積極的に公表することで市民及び市との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めるものとする。
- 4 市議会は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報適正に管理し、利用しなければならない。

(議員の責務)

第9条 議員は、開かれた議会を目指し、議員相互の自由な討議を尊重し、自己研さんに努め、議会機能が十分に発揮されるよう誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

第4章 市の役割及び責務

(市長の役割及び責務)

第10条 市長は、自治の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営し、自治に基づくまちづくりを推進するものとする。

- 2 市長は、市政運営の原則に則り、必要な財源の確保に努めるとともに、総合計画等の策定及び政策の立案、これらの実施並びに評価を行うものとする。

(市の役割及び責務)

第11条 市は、市政運営の原則に則り、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務を

執行するものとする。

(職員の責務)

第 12 条 職員は、市民との信頼関係を高めることに努めるものとする。

- 2 職員は、市政運営の原則に則り、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。
- 3 職員は、社会情勢及び市民ニーズに的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めるものとする。
- 4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

第 5 章 市政運営

(市政の透明性及び信頼性)

第 13 条 市は、市政運営の透明性及び信頼性の向上に努めなければならない。

(総合計画等)

第 14 条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画等を策定するものとする。

- 2 市は、総合計画等を市民参画のもとで策定するものとする。

(財政運営)

第 15 条 市は、財政の健全性を維持し、将来にわたって持続可能な財政運営に努めるものとする。

- 2 市は、財政運営の状況を公表し、分かりやすい説明を行うものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、市政に対する市民の理解及び信頼を深め、市民の参画を促進するため、市が保有する情報の積極的な提供に努めるものとする。

(個人情報保護)

第 17 条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に管理し、取扱うものとする。

(附属機関)

第 18 条 市は、附属機関の委員を選任するにあたり、市民の幅広い意見が反映するよう努めるものとする。

- 2 市は、附属機関の委員を選任するにあたり、必要に応じて専門的観点からの意見が反

映するよう努めるものとする。

3 市は、附属機関の運営にあたり、公正が確保されるよう努めるものとする。

(パブリックコメント)

第 19 条 市は、協働のまちづくりを実現し、開かれた市政を実現するため、市の重要な条例又は総合計画等の策定若しくは変更にあたり、事前に案を公表し、広く意見を聴取するとともに、これらに対する市の考え方の公表に努めるものとする。

(市政運営に関する応答責任)

第 20 条 市は、市政運営に関し意見、質問、要望、苦情等があったときは、迅速かつ誠実に応答するものとする。

(政策に関する説明責任)

第 21 条 市は、総合計画等及び政策並びにこれらの実施にあたり掲げた目標等を市民に分かりやすく説明をするものとする。

(行政評価)

第 22 条 市は、総合計画の適正な進行管理及び行政資源の効果的な活用を図り、政策を検証することを目的に行政評価を行うものとする。

2 市は、行政評価の結果について公表し、市民に分かりやすく説明するものとする。

第 6 章 危機管理

(危機管理)

第 23 条 市議会及び市は、自然災害、重大な事故又は事件、感染症の拡大その他の非常事態に備え、市民の身体及び生命、財産の安全性の確保に努めるものとする。

2 市議会及び市は、総合的な危機管理体制を強化するため、市民及び関係機関と協力・連携を図るものとする。

3 市民は、相互の支え合いを基本に危機に備え、危機の発生に際しては互いに助け合うものとする。

第 7 章 区

(区の役割)

第 24 条 区は、支え合い及び助け合いを土台に地域課題を解決することにより、地域福祉の向上及び安全かつ安心な地域を創り出すよう努めるものとする。

(区への加入)

第 25 条 本市の区域内に住所を有し、又は居住する者は、区へ加入するよう努めるものとする。

2 区へ加入した者は、相互の支え合いと協力の下、主体的にまちづくりに関わるよう努めるものとする。

(区への支援)

第 26 条 市は、区の目的及び役割を尊重し、その活動が促進されるよう支援するものとする。

第 8 章 住民投票

(住民投票)

第 27 条 市長は、市政運営又は政策上の特に重要な事項について、住民投票を実施することができるものとする。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めるものとする。

3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(自治基本条例の見直し)

2 市長は、この条例の施行の日から 3 年を超えない期間において、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合しているか検証及び検討するものとする。

3 市長は、前項に規定する検証及び検討の結果を踏まえ、条項の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

4 市長は、第 1 項に規定する検証・検討又は前項に規定する措置を講じた以降は、5 年間を超えない期間において前 2 項の例によりこの条例の見直しを行うものとする。